

大船渡市若者U・Iターン支援金に係る個人情報の取扱い

岩手県及び大船渡市は、当支援金の支給に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。なお、大船渡市において、移住支援事業担当部署と住民票等担当部署間で当該個人情報を共有して利用します。

また、大船渡市は、当該個人情報について、当支援金の円滑な実施のため、岩手県又は他の市区町村に提供し、又はその内容について確認する場合があります。